

日本大学歯科医学校とその第1回卒業生について (1)

歯科医師死亡診断書交付問題を解決した 参議院議員林了の生涯とその業績 —主として佐藤運雄先生との関係を中心に*1—

工藤逸郎 三宅正彦 見崎 徹 金山利吉
西山 實 若松佳子 小室歳信 佐藤 孜
納村晋吉 篠田宏司 太田 肇*2

要旨：昭和28年(1953)7月歯科医師死亡診断書交付問題を解決した日本大学歯科医学校第1回卒業生参議院議員林了の生涯と業績について佐藤運雄先生との関係を中心に若干の考察を加えて報告した。

Key Words：日本大学歯科医学校 Nihon University Dental School, 参議院議員 member of the house of councillors, 死亡診断書 death certificate, 林了 Akira HAYASHI, 佐藤運雄 Kazuo SATO

1. はじめに

明治39年(1906)5月2日医師法(法律第47号)、歯科医師法(法律第48号)が制定され、歯科が医科と完全に分離され歯科医師の身分が確立した^{1,2)}。本法は明治39年(1906)10月1日から施行されたが歯科医師法施行前の歯科医師開業試験制度も存続させていた。その後大正9年(1920)4月以降この制度を廃止したが、本制度に応じつつあった者のための救済処置として大正13年(1924)までこの制度を延期していた。

歯科医師になるためには中学校以上の卒業資格

で4年制の歯科医学専門学校を卒業すれば歯科医学士として歯科医師の免許を取得できた。

更にもう一つの方法として中学校卒業で3年以上の歯科医学校(一般には夜間)を卒業し、歯科医師国家試験に合格し、歯科医師として認定される方法があった。

これは従来の歯科医術開業試験制度は学歴を問わなかったが今回の制度は中学校の卒業生を以て入学資格としたことに大きな意義があり、これには専門学校令による4年制の歯科医学専門学校卒業生の歯科医学士に劣らぬ実力がある様に権威向上を図ったものである¹⁻⁵⁾。

大正13年(1924)歯科医術開業試験が廃止となったため、日本大学専門部歯科長の佐藤運雄(図1)は中学校卒業で歯科医師を志す者のために大正15年(1926)川合渉(図2)を校長に日本大学歯科医学校(3年制夜間)を創設した⁵⁻⁹⁾

第1回の生徒募集は大正15年(1926)10月に実施され、180余名の応募があり120名が入学を許可されたが、仕事と学業の両立の困難、経済的な理由から3年後の昭和4年(1929)7月には54名のみが卒業した^{5,8-12)}。

この制度は昭和17年(1942)10月の国民医療法

*1 First graduate student of Nihon University Dental School (1)
Interpretation of dentist death certificate promulgation due to member of the house of councillors Akira Hayashi and his life
—Relationship of Kazuo Sato and prominent persons—

*2 Itsuro KUDO, Masahiko MIYAKE, Toru MISAKI, Toshiyosh KANAYAMA, Minoru NISHIYAMA, Yoshiko WAKAMATSU, Toshinobu KOMURO, Tsutomu SATO, Shinkichi NAMURA, Koji SHINODA, Hajime OOTA, Nihon University School of Dentistry 日本大学歯学部



図 1 日本大学専門部歯科長 佐藤運雄
日本大学歯科医学校第 2 代校長
日本大学歯学部初代学部長



図 2 日本大学歯科医学校初代校長 川合渉
日本大学専門部歯科教授
日本大学歯学部教授 2 代歯学部長
(文献 10) より引用

施行令により国家試験の受験資格は昭和 27 年 (1952) 12 月末日迄と改正され、戦時中の状況等から日本大学歯科医学校も昭和 17 年 (1942) 限りで募集を停止し、昭和 20 年 (1945) 3 月第 17 回生の卒業生を以て廃止された^{5,8)}。

創立以来 17 年卒業生約 1660 余名であり、卒業生は歯科医師としては勿論、医制面で活躍した著名人が多く、歯科界では大きな勢力となった^{13,14)}。

今回は歯科界、政界、特に参議院議員として歯科医師の死亡診断書交付問題を解決された第 1 回卒業生林了先生を佐藤運雄先生との関係を中心に報告する。

2. 日本大学歯科医学校の設立と第 1 回卒業生

日本大学歯科医学校は大正 15 年 (1926) 7 月 22 日付で設立認可申請がなされ、同年 8 月 30 日付で設立が認可された (図 3)。

認可申請添付書類目録の主なものは次の通りである^{7,8)}。

1) 目的

大正 2 年 9 月公布文部省令第 28 号歯科医師試験規則により歯科医師たらんとする者の為め適切

なる学科課程を授くるを以て目的とす。

2) 名称

日本大学歯科医学校と称す。

3) 位置

東京市神田区北甲賀町 12 及 13 番地

4) 校地及校舎

校地校舎に日本大学専門部歯科の夫を以て之に充つ

5) 校地の性質飲料水及附近の状況

校地は高燥にして地盤堅固なり、飲料水は水道を使用す。附近は大邸宅多く閑静なり

また設立の趣旨として大凡次の趣旨を発表した (図 4)。

その他学校代表者は財団法人日本大学、教具その他は専門部歯科に於て使用するものをう。授業は午後 5 時より同 9 時迄の 4 時間とし、従って午後 4 時半以前に終る専門部歯科の授業に何等支障を来さず、附属医院は夜間又は休日之を使用す。故に専門部歯科の実習に何等の支障を生ぜず。学校長は専門部歯科教授川合渉、開校日大正 15 年 (1926) 11 月 15 日等の記載がある。

日本大学歯科医学校は大正十五年七月二十二日付にて設立認可申請がなされ同年八月三十日付にて設立が認可された。

大正十五年七月二十二日

日本大学総長 平沼麒一郎

東京府知事 平塚広義殿

日本大学歯科医学校設立認可申請ノ件
私立学校令第二条ニヨリ日本大学歯科医
学校ノ設立御認可相願度候条別紙関係書
類添付此段及申請候也

学第一二九二七号

財団法人 日本大学

大正十五年八月十日申請日本大学歯科医
学校設立ノ件認可ス
大正十五年八月三十日

東京府知事 平塚広義

図 3 日本大学歯科医学校設立認可申請と認可書

この設立の趣旨には指定の歯科医学専門学校の卒業は家庭その他の事情で進学不可能な者が多く、医師界で専門学校昇格の結果助手を得るに困難なる事態が歯科医界にも生じている。これらの要求を満たすために低廉な学費と夜間授業によって歯科医師試験に対応するものであり、歯科医学校を専門部歯科に移行させる意図はないと説明している。

日本大学歯科医学校の第1回入学生の生徒募集は大正15年(1926)10月1日から行われたがその際次のような趣旨書が配布された。

100名の募集に対し180余名が応募し、約120名が入学を許可された^{5,8)}。

この第1回生は昭和4年(1929)7月に卒業したが卒業生の数は資料によって異なり、51名から59名迄となっている^{8,10,11)}。

そのうち歯科医師試験を受験し、学課試験に合格した者35名、8名が実地試験で不合格となり最終合格者は当初27名であった^{8,10,11)}。

第1回卒業生として教育、医制等で活躍した林了(図5、図6、図7)、阪本 勇、稲葉福次、荻原卯助らが卒業している^{5,8,10,11,13,14)}。

3. 明治以降のわが国の医療制度と歯科医師の死亡診断書問題について

明治7年(1874)8月18日に発布された医制では医師と歯科医師の区別はなく歯科という名称は

使用されていない。すなわち一括して医師を医業とし、産科、眼科、整骨科および口中科が専門医という扱いになっていた^{1-3,15)}。

明治12年(1879)2月24日医務条例(医師試験規則)が制定され、医術開業試験を内務省が統一して行い、この規則の中の医術の試験科目は内外科、専門内科、専門外科、産科、眼科、歯科等である。この規則制定以来、従来の口中科は用いられなくなり新しく歯科という名称が登場することとなった。しかしこの規則による免許は身分免許ではなく医業免許であり、医師が行う医業の専門科目中の歯科として免許されたものである^{1-3,15)}。

明治16年(1883)10月23日には医師免許規則、10月24日には医術開業試験規則が制定され、医籍の事項が規定され、医術開業試験規則では別個に歯科医術開業試験の規定が新たに提起され、歯科試験科目が定められている。因みに歯科医籍登録1号は明治17年10月30日(青山千代次)である¹⁵⁾。

明治39年(1906)5月2日医師法(法律第47号)、歯科医師法(法律第48号)が制定され、従来の医師、歯科医師の身分と業務に関する規則が集大成されると共に内容が改められ、更に従来医科の一部として取扱われてきた歯科が完全に独立し、医師法と並んで歯科医師法が誕生した^{1-4,15)}。

両法はその後数次にわたって一部改正が行われ

設立ノ趣旨

- (一)、旧制齒科医術開業試験ハ大正十三年ヲ以テ廃止トナリ尔後齒科医師タラントスル者ハ次ノ二ツノ内何レカノ道ヲ選バザルベカラズ
 - 甲、指定齒科医学専門学校ヲ卒業スルカ又ハ乙、中学卒業者ニシテ三ケ年ノ齒科医学学校ヲ卒業シ新制齒科医師試験ニ合格スルヲ要ス
- 家庭其ノ他ノ事情ノ為メ甲ノ方法ヲ選ビ得ザル者頗ル多ク之等ノ者ハスベテ乙ノ方法ニヨラザルベカラズ
- (二)、前項ノ理由ニヨリ齒科医界一般ノ要求トシテ助手払底ノ声ヲ聞ク事怡モ普通醫師界ニ於テ専門学校昇格ノ結果助手ヲ得ルニ困難ナルト同一ノ事態ヲ見ルニ致レリ
- (三)、本校ハ第一項ノ乙及第二項ノ要求ヲ満タス為メ低廉ナル学資及夜間授業ヲ以テ試験ニ応スルノ準備ヲナサシム
- (四)、故ニ将来共之ヲ専門部トナスノ意絶対ニナシ

校舎配置表(附函参照)

生徒定員、現在生徒数

一学年一百名、全年合計三百名ヲ以テ定員トス現在生徒無シ

七、教員配置表学校代表者

基礎医学ノ講師ハ昼間他ニ勤務スルモ夜間時間ニ余裕アル兼任講師ヲ以テシ齒科学及ビ実習ニ専門部齒科教員ニシテ時間ニ余裕アルモノ一名一週一回限リ講義ヲ担当シ実習ハ専門部齒科助手之ヲ担当ス

学校代表者、ハ財団法人日本大学トス

一、財団ノ資産関係、基本金予算表

本校ハ全部独立会計トス

基本金ハ金〇〇円トシ本年度専門部齒科積金ヲ以テ之ニ充ツ(以下記載省略)

一、教具其ノ他

教室教具一切ハ専門部齒科ニ於テ使用スルモノヲ用フ

一、専門学校トノ関係

現在ニ於テ何等ノ関係ナシ

一、授業

授業ハ午後五時ヨリ同九時迄四時間トス
 從テ午後四時半以前ニ終ル専門部齒科ノ
 授業ニ何等支障ヲ来サス

一、附屬医院

附屬医院ハ夜間又ハ休日之ヲ使用ス故ニ専門部齒科ノ実習ニ何等ノ支障ヲ生ゼズ

一、学校長 専門部齒科教授 川合 涉

一、開校日 大正十五年十一月十五日

図 4 日本大学齒科医学学校設立趣旨

たが昭和 17 年 (1942) の国民医療法によって吸収合併される迄約 40 年の長きにわたってわが国の医療制度の根本を定めていた。

齒科医師法には死亡診断書の記載はなく、関係する条文は次の第 5 条である。

「第 5 条 齒科医師は自ら診療せずして診断書、処方箋を交付し又は治療を為すことを得ず」

一方、医師法の第 5 条は次の如くである。

「第 5 条 医師は自ら診察せずして診断書、処方箋を交付し若は治療を為し又は検案せずして検案書若は死産證書を交付することを得ず」

更に明治 42 年 (1909) 改正では第 5 条に左の但書を加うとし、「但し治療中の患者死亡したる場合

に交付する死亡診断書に付ては此の限に在らず」として明確に死亡診断書に対して記載がある¹⁻³⁾。

しかし臨床の現場特に口腔外科領域では種々の症例によって齒科的疾患が誘因となって患者が死亡する症例があり混乱も生じていた。

齒科医師に死亡診断書の発行が是か否かの判例の主なものは次の通りである^{14,16)}。

齒科医師法制定前の明治 36 年 (1903) 9 月 29 日 広島県知事からの照会で齒科医師は一般死者の死亡診断書の発行はできないが、齒科治療中大出血のため死亡した場合には齒科医師といえども死亡診断書を作成することが可能説 (甲説) とこれは

	林 了	年齢	佐藤運雄	年齢	関連事項
明治 12 年 (1879)			11 月 18 日誕生		
明治 41 年 (1908)	3 月 9 日 福井市にて誕生			28	
大正 5 年 (1916)		8	4 月 15 日 東洋歯科医学校開設, 校長	37	
大正 9 年 (1920)		12	4 月 1 日 東洋歯科医学専門学校認可, 校長	41	
大正 11 年 (1922)		14	6 月 30 日 東洋歯科医学専門学校日本大学に移管 日本大学専門部歯科創設, 専門部歯科長	43	
大正 14 年 (1925)	3 月 福井市立福井商業学校卒業, 4 月上京	18			
大正 15 年 (1926)	9 月 日本大学歯科医学校入学	19	8 月 日本大学歯科医学校 (夜間 3 年制) 設置認可 校長川合渉	46	
昭和 4 年 (1929)	7 月 同校卒業	22		49	
昭和 7 年 (1932)	7 月 歯科医師国家試験合格 歯科医籍 19150 号 9 月 日本大学歯科医学校付属病院勤務 同時に中野に歯科医院開設	25		52	
昭和 8 年 (1933)	4 月 東京府歯科医師会中野支部幹事 9 月 日本大学歯科医学校学生指導主任	26	10 月 日本大学理事	53	
昭和 9 年 (1934)	4 月 日本大学歯科医学校教務課兼務 9 月 関梅子と結婚	27		54	
昭和 12 年 (1937)	4 月 中野区城西病院歯科医長 9 月 日本大学歯科医学校で歯科通論講義 同校教務課長	30		57	
昭和 13 年 (1938)	3 月 慶応大学解剖学教室に研究生として入室 4 月 日本大学歯科医学校同窓会長 (昭和 17 年 3 月迄)	31		58	
昭和 18 年 (1943)	3 月 研究論文完成のため慶応大学解剖学教室退室 5 月 日本大学歯科医学校佐藤運雄 日大学長就任のため校長代理となる 7 月 医学博士の学位取得 (慶応大学)	32	5 月 日本大学学長 6 月 日本大学専門部歯科長併任	63	
昭和 20 年 (1945)		38	3 月 日本大学歯科医学校廃校 (17 回生迄)	65	8 月 15 日 終戦
昭和 21 年 (1946)		39	9 月 日本大学理事長 (昭和 24 年 12 月迄)	66	
昭和 22 年 (1947)		40	6 月 18 日 日本大学歯学部 (旧制) 設置認可 予科 3 年制設置, 旧制大学は昭和 30 年 (1955) 3 月迄 日本大学歯学部長 (昭和 24 年 3 月迄)	67	大阪歯科大学, 日本歯科大学も同日認可

昭和 23 年 (1948)	4 月 日本歯科医師会理事	40	社団法人日本歯科医師会々長 (2 期 昭和 27 年 3 月迄)	68	
昭和 24 年 (1949)	6 月 日本歯科医師会専務理事 (昭和 25 年 3 月迄)	41	日本大学歯学部顧問, 日本大学 副会頭, 日本大学名誉教授	69	
昭和 25 年 (1950)	4 月 日本歯科医師会事務局長	42		70	4 月 入交直重 日本歯科医師会副 会長 (昭和 27 年 3 月迄) 昭和 26 年対日講 和条約調印同 27 年 4 月 28 日発効
	6 月 参議院全国区緑風会より 立候補 139,701 票で落選	42			
昭和 27 年 (1952)	4 月 日本歯科医師会常務理事	43	3 月 日本大学専門部歯科廃止 4 月 日本大学歯学部 (新制) 設 置認可 (歯学部歯学科) 歯学部長 鈴木勝 5 月 日本歯科医師会顧問	72	4 月 入交直重 日本歯科医師会長 に就任 (昭和 29 年 3 月迄)
昭和 28 年 (1953)	4 月 参議院全国区 (日本歯科 医師政治連盟推薦) 緑風会より立候補 205,649 票で 37 位当選 6 年議員となる (4 月 24 日) 7 月 歯科医師死亡診断書問題 解決のため議員立法として参院 議長に提出, 衆参両院通過し歯 科医師法改正 (第 6 次, 8 月 10 日) 歯科医師の死亡診断書交付 認められる 12 月 20 日 湯ヶ原で開催中の 日本歯科医師会理事会の席上狭 心症で逝去 叙従六位	45		73	
昭和 31 年 (1956)			4 月 日本大学大学院歯学研究 科 (博士課程) 設置認可	76	
昭和 33 年 (1958)			4 月 日本歯科医師会長再任 (昭和 35 年 3 月迄)	78	
昭和 39 年 (1964)			1 月 1 日逝去 大観院仁堂運雄 居士 正五位勲二等瑞宝章追賜	84	

図 5 林了の略歴 (佐藤運雄先生との対比)

歯科治療の範囲を越えたことになるので死亡診断書は作成できない説 (乙説) があるがいずれかとの照会に対し内務省は甲説御意見の通りと歯科医師の死亡診断書の作成は可能と回答した^{13,16)}。

明治 45 年 (1912) 6 月 19 日広島県知事からの照会で歯科医師が歯牙を中心として口腔内に発生する諸般の疾病のため或は特異体質ある患者に際した場合不測の罹害に陥り死亡する場合には歯科医師は死亡診断書を作成するのは差支えないかとの照会に対し内務省は 6 月 19 日本件に付ては記載に該当する事実が生じた場合には歯科医師に於て

も死亡診断書を作成しても差支えないとの回答をしている^{13,16)}。

また大正 8 年 (1919) 2 月 8 日日本歯科医学専門学校長 (中原市五郎) の伺書すなわち歯科医師が歯科並びに口腔疾患治療中直接若くは間接に右疾患が原因で患者が死亡したる場合においては歯科医師法第 5 条の死亡診断書を含むの意義から歯科医師は死亡診断書を交付し得るものと心得候間比段及御伺候也と東京府知事として照会したのに対し内務省は 3 月 1 日御照会に係る件は御意見の通りをして歯科医師の死亡診断書交付は可能と回答

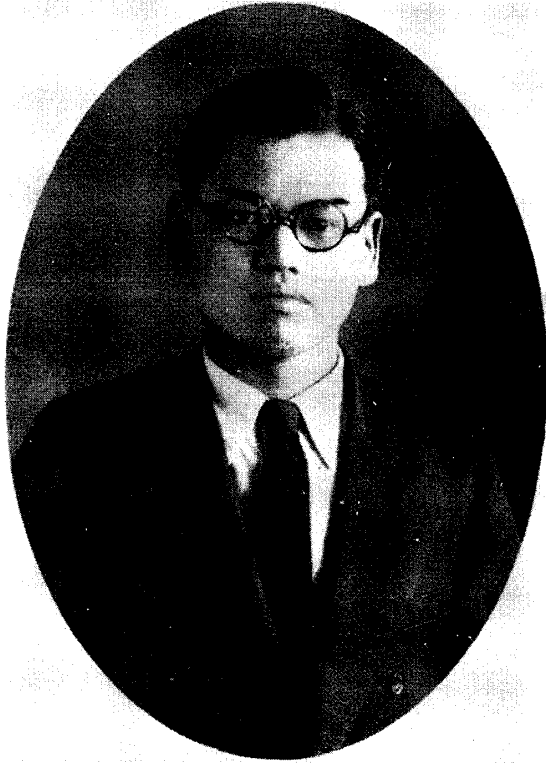


図 6 日本大学歯科医学校時の林了 (文献 10) より引用)

している¹⁶⁾。

それ以前の大正 11 年 (1922) の法曹会議決で死亡診断書による死亡届は町村長において受理できないとした。しかし内務省衛生局長は歯科医師が歯科並びに口腔疾患の治療中、直接的若くは間接的原因によって患者が死亡した場合は歯科医師は死亡診断書を作成し交付できると回答通達した¹⁶⁾。

更に大正 14 年 (1925) 歯科医師法改正案に関連して衆議院本会議において歯科医師の死亡診断書の問題が上程された。前もって行われた委員会でも内務省医務課長は歯科医師の死亡診断書の作成は権限内であると認可した。本会議でも内務次官はその権限は歯科医師にある旨を答弁した¹⁶⁾。

この様に昭和 28 年 (1953) 8 月 10 改正の新歯科医師法以来の歯科医師法も歯科医師も死亡診断書を交付できる建前になっていた^{1~3)}。

しかし昭和 3 年 (1928) 群馬県知事からの「口腔癌腫による死亡例の場合どうか」という照会については衛生局長は「口腔癌は歯牙疾患でないから交付できない」と回答している。この様に歯科医師の死亡診断書交付に建前としては交付可能であるが、症例によって異なる見解があるなど混



図 7 日本大学歯科医学校時の林了 (文献 10) より引用)

乱があった^{14,16)}。

昭和 13 年 (1938) 1 月 11 日厚生省が新設され、衛生行政は内務省衛生局より厚生省に移管された。医療制度は明治初期創始以来 60 数年を経て幾多の変遷はあったものの時局の推移と社会状況の変遷に伴って根本的な医薬制度の改革の必要性が論ぜられ昭和 13 年 (1938) 医薬制度調査会を設置し、7 月 11 日厚生大臣より国会に対し「国民医療の現状に鑑み現行医薬制度改善の方策如何」との諮問がなされ、昭和 15 年 (1940) 10 月 28 日総会において「医療制度改善方策」が決定され厚生大臣に答申された。昭和 17 年 (1942) 2 月国民医療法 (昭和 17 年 2 月 25 日法律第 70 号) が誕生した。この法律は「国民医療の適正を期し国民体力の向上を図るを以て」目的とし、従来医師法、歯科医師法等各種の医事法令に規定された制度を時局の要請に即応せしめつつ一つの体系に統合したものであった。国民医療法の制定に伴って昭和 17 年 (1942) 10 月 28 日に国民医療法施行令 (勅令第 695 号) 10 月 30 日国民医療法施行規 (厚生省令 38 号) が制定された。これらは医療制度に画期的な意義を有するものである^{1~3)}。

医師、歯科医師に関する診断書に関する条文は次の如くである。

「第 10 条 医師は自ら診察せずに治療を為し、診断書若しくは処方箋を交付し又は自ら検案せずして検案書若しくは死産證書の交付の需ある場合に於て正当な事由なくして之を拒むことを得ず。但し診療中の患者死亡したる場合に交付する死亡診断書に付いては此の限に在らず。歯科医師は自ら診察せずして診療を為し又は診断書若しくは処方箋を交付する

ことを得ず」

と記載されている。この様に歯科医師の死亡診断書交付についての条文はないが、従来から歯科医師はその診療中の患者が歯科疾患又はそれによって惹起される疾患によって死亡したときは死亡診断書を交付し得るものと解釈されていた^{1~3,14)}。

4. 戦後の新歯科医師法の制定と歯科医師の死亡診断書交付問題

昭和20年(1945)8月15日の終戦と共にわが国のあらゆる面に混乱と変動が起り、やがてGHQ(連合軍総司令部)の指導が各行政部門に強く加えられるに至って、衛生行政部門でもその例外ではなくGHQはわが国の保健衛生に関する情報を収集分析した結果、わが国の保健衛生問題に関してはまず第一に医師、歯科医師の資質向上が緊急であったとして早急にその改善方策を樹立するよう示唆した^{1~4)}。

政府はGHQの強い示唆の下昭和21年(1946)の国民医療法施行令の一部改正、同じく22年(1947)の一部改正、昭和23年(1948)の国民医療法執行令等の改正によって対応した。

しかし国民医療法の全面的改正の必要に直面した厚生省は昭和23年(1948)3月医療制度審議会に対し「医療機関の整備改善方策」について早急にこれを審議の上答申されたい旨を要望すると共に医薬制度調査会に対し昭和23年(1948)3月26日「国民医療法改正の具体的方針如何」を諮問した。

医療制度審議会は昭和23年(1948)3月から5月にかけて数回にわたり審議の結果同年5月6日医療機関の整備並びに医療機関の改善及び運営に関し、また特に公的医療機関の整備について厚生大臣に答申した。

一方、医薬制度調査会に対する諮問事項の審議では3月26日の第1回総会以来数次にわたり審議し、同年5月7日、8日の総会の議を経て医師法案、歯科医師法案等が決定答申された。

この答申を基として政府に医師法等、歯科医師法案等並びに医療法案を国会に提出し、いずれも政府原案通り両院を通過し昭和23年(1948)7月30日に制定公布をみた^{1~3)}。

この答申案中の歯科医師法案中に歯科医師は死亡診断書を交付し得ない規定が盛り込まれていた。

昭和23年(1948)新生社団法人日本歯科医師会長に就任した佐藤運雄はこの法案に反対し、昭和23年(1948)6月20日に開催された日本歯科医師会第2回代議員会、第1回総会で現在国会に提出中の歯科医師法案の中で歯科医師の死亡診断書作成案禁止の措置が盛り込まれたことに反して緊急動議で反対の決議が採択されている¹⁷⁾。しかし歯科医師法は国会の審議を経て同年7月30日医師法と共に公布された。

歯科医師法については答申の通りその条文に死亡診断書を交付し得ない旨の規定が設けられた^{1~5,8,14~16)}。

法案が制定される前の昭和21年(1946)GHQは厚生省に衛生局、医務局、予防局、社会局を設置することを指示し、Col, CF Sames 軍医大佐(後に准将)局長の下に改善と改革を行い、国民医療法は医療法となり、歯科医師法を改正し、日本歯科医師会も改組され、社団法人としてその定款を定めた。Sames 大佐は歯科医師が死亡診断書を作成することを禁じ、医師の歯科専門標榜制度を中止させ歯科診療科名を歯科にした⁴⁾。

これらのことは医療法と歯科医師法の中に取り入れられた。この様に昭和23年(1948)の歯科医師法は当時のGHQの示唆によって制定されたものである^{4,14)}。

昭和23年(1948)7月30日制定の歯科医師法(法律第202号)中の第4章歯科医師の業務は次の如くである^{1~3)}。

第4章 業務

治療に必ず業務

「第19条 診療に従事する歯科医師は診療治療の求があった場合には正当な事由がなければこれを拒んではならない

2 診療をなした歯科医師は診断書の交付の求があった場合には正当な事由がなければこれを拒んではならない。

3 歯科医師は死亡診断書を交付してはならない。」

この第3項の条文は当然乍ら特に口腔外科臨床の現場では不都合が生じ、省令などで解釈上の注釈を加えて多少の調整をしたが占領下では止むを得ないとされていた^{8,14,16)}。

昭和26年(1951)9月対日講和条約、日米安全保障条約が調印され、11月には条約批准手続が終

了し日本は独立国家として再生した。同条約は昭和27年(1952)4月28日に発効した。

日本が独立後の昭和28年(1953)7月の改正で歯科医師法第19条の3項が削除され、歯科医師の死亡診断書交付が認定されることとなった^{1-3,14-16)}。

歯科医師法施行規則の第3章業務として死亡診断書の記載事項等として第19条の4に記載されている。

歯科医師の死亡診断書交付に当ってその中心として活躍したのが全国区から参議院議員として選出されたばかりの林了が主体となって議員立法として改正を行ったものである。

5. 林了の生涯と佐藤運雄先生との関係

林は明治41年(1908)3月9日福井市林定紀四男として誕生し、大正14年(1925)3月福井市立福井商業学校を卒業し、同年4月上京し、西村合名株式会社ハーモニカ会社に入社し、ハーモニカに関する特許2点を獲得している⁸⁾。

大正15年(1926)9月誕生したばかりの日本大学歯科医学校(夜間)に第1回生として入学し、昭和4年(1929)7月同校を卒業した。佐藤運雄との関係は学生時代から始まっている⁵⁻¹⁰⁾。

昭和7年(1932)7月歯科医師国家試験に合格し歯科医籍19150号で登録された⁸⁾。

同年9月からは中野に歯科医院を開設すると共に日本大学歯科医学校付属病院に勤務した。これは歯科医学校卒業生は無試験で歯科医師免許を与えられるわけではなく国家試験合格が歯科医師になるための条件であり¹⁻³⁾、その合格率は必ずしも良好ではなく3~5%ともいわれていた⁸⁾。卒業生として佐藤先生との連携をとるのは第1回卒業生で国試合格者が適切であることは云うまでもない。佐藤運雄先生は心から林了を信頼し、林了も歯科医学校と先生のために全力を尽くした。

昭和8年(1933)4月には東京府歯科医師会中野支部幹事、同年8月には歯科医学校学生指導主任として歯科医学校と学生間に立って事実上校長代理の様な学校の運営に当たっていた。同9年(1934)4月には歯科医学校で教務課員も兼務し、東京都歯科医師会代議員となった。同12年(1937)4月には歯科医学校で歯科通論を講義し、更に教務課長となった。

しかし昭和13年(1938)頃から糖尿病に罹患していることが分り、更に眼にも罹患して視力が減退し、それが徐々に進行していた。食餌療法を夫人と種々試みられていた。

昭和13年(1938)3月には慶應大学解剖学教室に研究生として入室し昭和18年(1943)には医学博士の学位を取得した。歯科医学校卒業生で学位を取得したのは林了が最初であった。

同年5月には歯科医学校校長代理として活躍していたが昭和20年(1945)3月には日本大学歯科医学校は第17回生を以て廃校となった⁵⁻⁹⁾。その頃から更に視力が不十分になって軽井沢に疎開して終戦を迎えた。

歯科診療所を軽井沢に開設しドイツ人教師エシュラー(東京医学歯学専門学校)と共に診療に当り生活の面倒をみ、財団法人軽井沢会新理事長となり日米親善に努力(昭和23年7月迄)、軽井沢観光協会顧問として軽井沢の発展にも貢献した⁸⁾。

しかし林了の軽井沢生活は長くは続かなかった。GHQによる歯科医学教育の改革により昭和21年(1946)4月には歯科医学専門学校指定規則の改正により卒業生はすべて国家試験実施の必修化、また歯科医学専門学校の大学への昇格問題が発表され、日本大学専門部歯科としてもその対応が重要な課題となった。

また佐藤は昭和21年(1946)9月から日本大学理事長として多忙な日々を過していた。そのため林は昭和21年9月日本大学維持会員に推挙され同22年(1947)4月には日本大学歯学部昇任協力会理事に就任し、専門学校の大学昇格のため佐藤に協力した⁸⁾。

大学(旧制)昇格設立は東京歯科大学が昭和21年7月19日、東京医科歯科大学は同年8月27日、日本大学歯学部は大阪歯科大学、日本歯科大学と共に昭和22年(1947)6月18日に設立認可された。更に予科(3年制)設置、旧制大学は昭和30年(1955)3月迄とし、新制大学に移行する方法が採られた⁴⁾。

昭和23年(1948)4月新たに社団法人となった日本歯科医師会長に佐藤運雄が当選すると、林は直ちに日本歯科医師会理事に就任し、同24年(1949)6月から佐藤第1期終了までの同25年(1950)3月迄専務理事として活躍した^{8,13,14)}。

2期目の昭和25年(1950)4月からは日本歯科医師会事務局長に就任し、副会長には入交直重氏¹³⁾が就任した。これは林了の参議院出馬により議員として歯科医師法改正案提出のための佐藤運雄の布石とも考えられた。

昭和25年(1950)6月林了は参議院全国区緑風会から立候補したが139,701票でおしくも落選した。この時期には日本歯科医師会には日本歯科医師政治連盟はなく、これが結成されたのは翌昭和26年4月であった^{8,14)}。

昭和27年(1952)3月佐藤は2期目の歯科医師会長職を全うし、4月から副会長であった入交直重¹³⁾氏が会長に就任した(昭和29年3月迄)。

林了は4月から日本歯科医師会常務理事に就任し、昭和28年(1953)4月参議院全国区に日本歯科医師政治連盟推薦緑風会より立候補し205,649票37位で当選し6年議員となった^{8,14)}。

参議院当選後の7月歯科医師死亡診断書問題解決のため議員立法として参議院議長に提出、衆参両院を通過し8月10日第6次歯科医師法が改正された。これによって歯科医師の死亡診断書の交付が承認された^{1~3,8,14~17)}。

林了はその他「むし歯予防法」の立法化にも取り組み参議院法務局と協同して「むし歯予防法要綱」を作成して提案の機会を待っていた。しかし林はそれを待つことなしに45歳で急逝した。すなわち昭和28年(1953)12月20日湯ヶ原で開催中の日本歯科医師会理事会の席上狭心症で逝去した⁸⁾。参議院議員としては僅か8カ月の短期間であった^{8,14)}。25歳で歯科医師免許を取得して以来逝去する迄20年間の活動であり45歳の短い生涯であった。

6. 歯科医師死亡診断書問題に対する国会における林了の活躍—歯科医師法の改正、死亡診断書問題の解決—

昭和23年(1948)に制定された歯科医師法(昭和23年7月30日法律第202号)の第19条の三項に「歯科医師は死亡診断書を交付してはならない」と当時のGHQの指示によって挿入された。これについては何回かの陳情がなされているが占領下の事情で削除できなかった^{4,14~16)}。

参議院の議席を昭和28年(1953)4月に得た林了は当選2カ月後の7月10日早速この問題に取

り組み参議院法務局の協力を得て原案を作成し議員立法として同年7月10日参議員に提出した。これは7月20日同厚生委員会で採択され7月24日参議院本会議で議決されその後衆議院も通過して歯科医師の死亡診断書の問題が解決した。

この際の林了の提案理由は次の通りである。

提案理由

「只今議題となりました歯科医師法の一部を改正する法律案の提案理由を説明致します。

歯科医学の本質は歯科領域の診療にあり、人体全体を対象としたものではないといわれておりますが歯科医学の一部門であるといわれる口腔外科におきましてはその治療中に大出血等のために死亡という事実が稀に生ずるのであります。斯様な場合に現行法の如く歯科医師自身死亡診断書を交付することができないことにおきますと口腔外科を担当する歯科医師の責任の所在の明確さを欠く虞れがあると共に現代歯科医学が益々一般医学と共に進歩しつつある現状よりわが国歯科医学の発達を阻害しておることにあるのであります。更に歯科医師は医師と共に国民医療の担当者として解剖学、生理学、更に病理学等その他の一般基礎医学に対しても一定の学識を修得しており自ら治療した者に対して死亡という現象が生じた場合にもその正確な判断を下す能力を充分有しております。

従いまして死亡診断書の交付の能力を充分有しております歯科医師に対しましてもその交付を認めますことは歯科医学の向上の点からみましても重要な意義を有するものであると信じてここに本改正案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、速かに御可決くださるよう御願いたします」

と堂々と提出理由を説明している。

7月24日参議院本会議通過して同日衆議院に送付直ちに衆議院委員会に附議され林議員より提案理由の説明を行い、田中元、杉山元治郎両衆議院議員(日本歯科医師政治連盟推薦)の協力も相まって通過し、7月27日衆議院本会議に上程、可決され、8月10日施行となった^{14~17)}。

林参院議員と協力した田中元衆議院議員は歯科医師で歯科医師政治連盟から北海道三区から立候補(昭和28年3月吉田茂の所謂バカヤロウ解散)し、4月19日70,609票で最高位当選したが昭和28

年(1953)9月急逝し林議員と共に歯科界は重要な国会議員を二名失うことになった^{14,17)}。

歯科医師法並びに歯科医師法施行規則で改正された条文は次の如くである^{1~3,8,14,16,18~20)}。

【歯科医師法】昭和28年(1953)8月10日法律第193号(第6次改正)

歯科医師法第19条3項を歯科医師は死亡診断書を交付してはならないの条文が削除された。

【歯科医師法施行規則】昭和28年(1953)厚令37,厚令67号

第3章業務に死亡診断書の記載等が挿入された。

第3章業務(死亡診断書の記載事項案)

第19条の4 歯科医師はその交付する死亡診断書に次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

- 1 死亡者の氏名、生年月日及び性別
- 2 死亡の年月日時分
- 3 死亡の場所及びその種別(病院、診療所、老人保健施設、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム(以下「病院等」という。)で死亡したときはその名称を含む。)
- 4 死亡の原因となった傷病の名称及び継続期間
- 5 前号の傷病の経過に影響を及ぼした傷病の多称及び継続期間
- 6 手術の有無並びに手術が行われた場合には、その部位及び主要所見並びにその年月日
- 7 解剖の有無及び解剖が行われた場合には、その主要所見
- 8 死因の種類
- 9 外因死の場合には次に掲げる事項
 - イ 傷害発生の年月日時分
 - ロ 傷害発生の場所及びその種別
 - ハ 外因死の手段及び状況
- 10 生後1年未満で病死した場合には、次に掲げる事項
 - イ 出生時の体重
 - ロ 単胎か多胎かの別及び多胎の場合にはその出産順位
 - ハ 妊娠週数
 - ニ 母の妊娠時及び分娩時における身体状況

ホ 母の生年月日

ヘ 母の出産した子の数

11 診断の年月日

12 当該文書を交付した年月日

13 当該文書を作成した歯科医師の所属する病院等の名称及び所在地又は歯科医師の住所並びに歯科医師である旨

2 前項の規定による記載は、第4号書式によらなければならない。

7. 考察

歯科医師の死亡診断書交付問題は一般には明治39年(1906)5月2日の旧医師法、旧歯科医師法の制定以来の課題であった。

旧歯科医師法では死亡診断書の交付についての明記されていないが、従来歯科医師はその診療中の患者が医科疾患によって死亡したときは死亡診断書を交付し得るものとされていた。その最も大きな理由として大正8年(1919)2月日本歯科医学専門学校(中原市五郎)の伺書すなわち歯科医師が歯科並びに口腔疾患治療中直結若しくは間接に右疾患が原因で患者が死亡した場合には歯科医師法第5条(歯科医師は自ら診察せずして診断書、処方箋を交付し又は治療を為すことを得ず)は死亡診断書を含むの意義から歯科医師は死亡診断書を交付しても差し支えないと内務省は同年3月1日に回答している。その他の症例でも県知事等の伺書に対して歯科医師は死亡診断書を発行する建前であることを返答している^{1~3,14,16,17)}。しかし医師法のように条文で規定されているわけではない。また昭和3年(1928)群馬県知事からの口腔癌による死亡例の診断書交付については衛生局長は「口腔癌は歯牙疾患でないから交付できない」と回答している^{14,16)}。歯科医師の死亡診断書交付は建前としては可能であっても病名や診療内容等によって一定せず不明確であった。一般に死亡診断書の交付は急を要することであり、葬儀、埋葬等の関係から市町村長、県知事からの伺書によって認定されることは実際的にはかなり困難な事態であり一定期間の経過後その対応について照会しているのが実状であった。

特に口腔外科領域を担当する歯科医師にとっては混乱を生じざるを得ない実状であった。

また昭和17年(1942)2月25日制定の国民医療

法でも旧歯科医師法と同様であり、歯科医師の死亡診断書の交付については条文で記載されていない¹⁻³⁾。

終戦後の昭和23年(1948)7月30日GHQの指示で制定された歯科医師法では歯科医師は死亡診断書を交付してはならないと規定された。この様に旧歯科医師法に比べて歯科医師の死亡診断書交付は更に後退することとなった。

昭和23年(1948)4月新たに社団法人として再発足した日本歯科医師会長には佐藤運雄が就任しこの問題と本格に取り組むことになった。

医療制度調査会には昭和23年(1948)3月26日の第1回総会以来審議を重ね医師法、歯科医師法案等が決定答申された。この様な現状から歯科医師の死亡診断書の交付は不可という答申が決定されることを知った日本歯科医師会は同年6月20日の第2回代議員会、第1回総会で緊急動議で反対の決議が採択され陳情等も行った様であるが、結局は法案は可決され、歯科医師法の中で歯科医師は死亡診断書を交付してはならないとの条文が織り込まれた^{1-3,8,17)}。

佐藤運雄会長としては断腸の思いであったものと思われる。

歯科学は口腔科学として医学の一分科としての歯科学すなわち歯科学を単に歯や口腔だけにとどめず、全身との関係において学び人間性豊かな歯科医師を養成することを理念としてそれを実践してきた佐藤会長にとっては歯科医師の死亡診断書交付の禁止はとうてい容認することはできなかったと思われる^{5,9,13,21-23)}。

歯科医師法に歯科医師の死亡診断書禁止の条文が盛り込まれた以上それを削除するためには国会でその条文を削除する法案を可決するしか方法がないことは自明の理である。そのため佐藤会長は最も信頼できる林了を昭和23年(1948)4月から日本歯科医師会理事に任命し、更に同24年(1949)6月から専務理事として同25年3月迄任命し、特に歯科医師法改定の問題に取り組ませた。その頃から林了の参議院議員への出馬が検討されていたものと思われる。昭和25年(1950)6月初めての全国区参議院議員選挙が行われ林了は落選して苦杯を飲むことになった。次の参議院議員選挙は3年後の昭和28年(1953)であり、その対応は佐藤会長2期目の昭和25年(1950)4月から昭和27年

(1952)3月迄副会長として佐藤会長を支え昭和27年(1952)4月から昭和29年(1954)3月迄会長を勤めた入交直重会長に委ねられた^{13,16)}。

歯科医師会も昭和26年(1951)4月に日本歯科医師政治連盟を結成し林了の参議院出馬と支援体制を整備した^{14,17)}。

昭和28年(1953)4月24日日本歯科連盟推薦で参議院緑風会から立候補した林了は205,649票37位で当選し6年生議員となった^{8,14,17)}。

前述した如く当選約2カ月余りで自らの議員立法として参院議長に死亡診断書交付不可の条項を削除する提案を提出し衆参両院本会議で可決され、歯科医師の死亡診断書交付が認められることになった^{1-3,14,16)}。

6年生議員であった林了は昭和28年(1953)12月20日急逝し、参議員議員としては僅か8ヶ月の短い期間であり、衆議院議員として法案成立に努力した田中元も41歳で逝去し歯科界は有能な国会議員を同時に2名を失うことになった^{14,17)}。

林了はかなり個性が強いが指導力は抜群であり、日本大学歯科医学校でもクラスのリーダー的存在であり、学校当局とその種々の交渉等も代表者であった⁵⁾。

昭和4年(1929)7月は日本大学歯科医学校を卒業した第1回生はその秋の国家試験(学説)生理学の問題で林了が自分の答案を犠牲にして試験委員に抗議したエピソードも残されている⁸⁾。

佐藤運雄と林了との関係は水魚の交わりともいわれ佐藤は心から林了を信頼し、日本大学歯科医学校の実務はほとんど任せられた状況であった。また人心を掌握する性格も抜群であり、日本歯科医師会の専務理事として全国を駆け廻って日本歯科医師会の再建に努力した功績は大きく評価され、参議院議員として立候補し、歯科医師会から始めての議員となった^{8,14,17)}。

林了の口ぐせとして「俺が何も彼も先鞭をつけて開拓するから皆ついて来い」と明言していたとの事で彼の性格をよく表現していると思われる。しかし糖尿病を患い、視力も減退していた事からかなりの無理があったと思われ、ある面では健康で長生きはできないことを自覚していたのかも知れない。

歯科医師の死亡診断書問題解決には参議院議員の林了、日本歯科医師会長の佐藤運雄、入交直重

副会長(後の会長), 日本歯科医師会, 日本歯科医師政治連盟の各役員, 一般会員が一致して取り組んで解決した大事業であった^{5,8,14,16,17,23}。

著者のうち工藤は勤務先の千葉大学医学部口腔外科, 日本大学歯学部口腔外科で三宅は同じく日本大学歯学部口腔外科で歯科医師として死亡診断書を交付しているが, この様な先人の努力によって死亡診断書交付が可能になったことは当時知る由もなかった。改めて先人の努力に深く感謝を捧げたい。

林了は歯科医師免許を取得した25歳から急逝するまでの僅か20年間の歯科界における活躍であり, 目的達成のため20年間を駆け抜けた快男児の一生であった。

8. おわりに

日本大学歯科医学学校第1回卒業生のうち歯科医師死亡診断書交付問題を解決した参議院議員林了の生涯とその業績について主として佐藤運雄先生との関係を中心に報告した。

本論文の要旨は平成17年10月1日に開催された第33回日本歯科医史学会学術大会(高北義彦会長)において発表した。

著者のうち本学会評議員西山實先生(日本大学歯学部歯科理工学教室教授)は平成18年9月8日急逝された。

ここに心から哀悼の意を表し御冥福を祈る。

文 献

- 1) 厚生省医務局：医制八十年史, 財団法人印刷局朝陽会, 東京, 1955
- 2) 厚生省医務局：医制百年史(記述編), 株式会社ぎょうせい, 東京, 1976
- 3) 厚生省医務局：医制百年史(資料編), 株式会社ぎょうせい, 東京, 1976
- 4) 今田見信, 正木正：日本の歯科医学教育小史, 医歯薬出版, 東京, 1977
- 5) 日本大学歯学部60年史編集委員会：日本大学歯学部六十年史, 日本大学歯学部, 東京, 1979

- 6) 川崎博, 他：日本大学歯学部同窓会70年史, 日本大学歯学部同窓会, 東京, 1993
- 7) 日本大学百年史編集委員会：日本大学百年史, 第四巻, 日本大学, 東京, 2004
- 8) 日本大学歯科医学学校編集委員会：日本大学歯科医学学校史(想い出の晩鐘), 日本歯科医学学校クラス連合会, 東京, 1978
- 9) 佐藤三樹雄, 川崎勇：佐藤運雄先生生誕百年記念誌, 日本大学歯学部佐藤会, 東京, 1982
- 10) 大場政一, 久保政市, 坂口和夫, 林了, 吉田静夫, 田中修一：日本大学歯科医学学校卒業記念昭和4年7月日本大学歯科医学学校第一回卒業生, 東京, 1929
- 11) 臼田貞夫編：日本大学歯学部同窓会会員名簿, 日本大学歯学部同窓会, 東京, 1998
- 12) 日本大学大学史編纂室：日本大学百年史年表, 日本大学, 東京, 1989
- 13) 榊原悠記田郎：歯記列伝, クインテッセンス出版, 東京, 1995
- 14) 榊原悠記田郎：続歯記列伝, クインテッセンス出版, 東京, 2005
- 15) 能美光房, 宮武光吉, 石井拓男：平成13, 14年度歯科四法コンメンタール(歯科六法必携・解説編), 株式会社ヒョーロン・パブリツシャーズ, 東京, 2001
- 16) 田中克憲：医学史, 歯科医学史を求めて, 長崎文献社, 長崎, 2001
- 17) 日本歯科医師会調査室：日本歯科医師会史, 第二巻, 社団法人, 日本歯科医師会, 東京, 1993
- 18) 能美光房, 宮武光吉, 石井拓男：平成13, 14年度歯科六法必携(法令編), 株式会社ヒョーロン・パブリツシャーズ, 東京, 2001
- 19) 医療法制研究会監修：医療政策六法(平成15年度), 中央法規出版株式会社, 東京, 2003
- 20) 基本医療六法編集委員会：基本医療六法(平成17年度), 中央法規出版株式会社, 東京, 2004
- 21) 工藤逸郎：佐藤運雄先生と建学の理念, 日大歯学71(3), 437~444, 1996
- 22) 工藤逸郎：東洋歯科医学専門学校の日本大学への合併とその後の展開—佐藤運雄の理念とその実践—, 日本大学紀要第6号51~87, 1999
- 23) 工藤逸郎：日本大学歯学部創設者佐藤運雄先生の生涯と建学の理念, 日本大学歯学部同窓会, 東京, 2005

著者への連絡先：工藤逸郎

〒272-0035 市川市新田3-15-19
TEL：047-377-4710